会社法

会社（かいしゃ）

会社は、共同事業を行うための法形態の１つである。ただし、出資者が１人の場合も会社として事業を行うことはできる（一人会社）。

出資者が1人で行う事業を個人事業といい、複数の出資者で行う事業を共同事業という。共同事業は個人事業と比べ、多くの資本と多くの労働を結合することができ、その規模を大きくすることができる。その結果、各人に帰属する利益は大きくなり、事業に失敗したとしても各人が被る損失は少なくなる。

会社のほか、民法上の組合、有限責任事業組合（LLP）、投資事業有限責任組合、匿名組合、一般社団法人、信託なども共同事業形態に属する。民法上の組合や有限責任事業組合などには法人格が認められていないが、会社及び一般社団法人には法人格が認められている。したがって、それ自体が権利・義務の主体となることができる。

一般社団法人は、営利を目的として事業を営むことは認められていないが、会社は営利を目的として事業を営む。ここでの営利とは、利潤を追求して事業を営み、獲得した利潤をその構成員に分配することをいう。このため、構成員に対する剰余金の配当や残余財産の分配が禁止されている一般社団法人には営利性が認められない。これに対して、会社はこれらの属性を有していることから、営利社団法人と定義される。

会社法は、会社を大きく、株式会社と持分会社とに類型化し、持分会社をその出資者（社員）の責任に基づき、合名会社、合資会社及び合同会社の３種類の会社に区分している。従前は、有限会社も認められていたが、会社法が施行された2006年に有限会社法は廃止され、会社法施行時点で現存していたすべての有限会社は株式会社となった。ただし、現在でも、有限会社という名称の使用は認められており、それらの株式会社は「特例有限会社」と呼ばれている。なお、相互会社は、会社という名称が使用されているが、構成員の相互扶助を目的としており、営利性が認められないことから、会社法上の会社ではない。

株式会社（かぶしきがいしゃ）

株式会社とは、会社法が認める会社の1種である。

株式会社は、大規模な共同事業を行えるようにするため、様々な工夫がなされている。まず、出資者である株主のリスクを軽減するため、株主の責任は有限責任とされている。このため、会社債権者にとって、その債権の引当てとなるのは会社財産のみとなることから、株主となる者には引受けた株式について全額の出資義務が課せられ、株主に対する出資の払戻しが禁止されている。

また、株主に対する出資の払戻しが禁止されていることから、株主が投下資本を回収するには、出資持分（株式）を他に譲渡する以外にない。このため、株式

は、細分化された割合的単位とされ、株券という有価証券に表章され、または振替制度が適用され、その譲渡性が高められている。ただし、株式会社の中にも閉鎖性の高い会社があることから、譲渡による株式の取得について、当該会社の承認を要する旨を定款に定めることが認められている。

出資者が多数となった場合、すべての出資者が会社の業務執行を行うことは現実的ではない。そこで、株式会社では、出資者である株主が業務執行者を選任し、その者が会社の事業に関する意思決定と執行を行うものとされている（所有と経営の分離）。ただし、業務執行者に権限が集中すると弊害が生ずるおそれがあるので、その監督が適切に行えるようにするため、取締役会、監査役、監査役会、委員会、会計監査人又は会計参与の設置が認められており、また一定の場合には、その設置が強制されている。

なお、株式会社の状況に関する情報は、株主ばかりではなく、将来株主となる投資家や会社債権者などの会社の利害関係者にとっても重要である。このため、株式会社の計算書類などには、厳格な規制が設けられるとともに、その開示が義務付けられている。

定款（ていかん）

会社の根本規則のことを定款というが（定款の実質的意義）、その規則を記載した書面又は記録した電磁的記録のことも定款という（定款の形式的意義）。なお、2006年に成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」は、一般社団法人及び一般財団法人の根本規則にも定款という用語を使用しているので、定款とは、法人の根本規則又はそれを記載した書面若しくは記録した電磁的記録ということができる。

株式会社を設立しようとする場合、発起人は、定款を作成し、それに署名又は記名押印し、公証人の認証を受けなければならない。持分会社を設立しようとするときにも、設立時社員は定款を作成しなければならないが、公証人による定款の認証は要求されていない。

定款に定めることのできる内容には制限がないが、その内容は、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項及び無益的記載事項に区分される。

絶対的記載事項とは、定款に記載されていなければその定款が無効となる事項であり、株式会社の場合、目的、商号、本店の所在地、発起人の氏名（名称）及び住所、並びに設立に際して出資される財産の価額又はその最低額がこれに該当する。相対的記載事項とは、株主の利益に重大な影響を与えるため、定款に定めなければ効力が生じない事項であり、株式会社の場合、設立時の現物出資の内容、株式の種類、機関設計などがこれに該当する。任意的記載事項とは、定款に定めなくともその効力が認められ、株主総会決議や取締役会決議により定めることもできるが、その内容を明確にするためなどの理由から、定款に定められる事項であり、株式会社の場合、定時株主総会の招集時期に関する定めなどがこれに該当する。無益的記載事項とは、その内容が強行法規に違反する事項である。このため、その事項については会社法上の効力が認められない。

代表訴訟（だいひょうそしょう）

代表訴訟とは、取締役などの役員等の会社に対する責任を追及する訴えを、株主が会社のため会社を代表して提起することをいう。

株式会社の役員等が任務懈怠などにより会社に生じた損害の賠償責任を負うにもかかわらず、会社が当該役員等の責任追求を怠る場合がある。そこで、会社法は、株主による監督是正権の1つとして、株主に代表訴訟権を認めている。代表訴訟は、株主が会社を代表して提起するものなので、その判決の効力は会社に及び、株主には及ばない。ただし、敗訴した株主に悪意があった場合には、当該株主は会社に対して損害賠償責任を負う。

株主（公開会社の場合、6ヶ月以上株式を保有している株主に限られる）が代表訴訟を提起するには、まず、書面その他の方法で、会社に対して役員等の責任を追及する訴えを提起するように請求しなければならない。そして、当該請求を受けた会社が、その請求の日から60日以内に当該訴えを提起しない場合に、株主による代表訴訟の提起が認められる。ただし、60日の経過により会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、株主は直ちに代表訴訟を提起することができる。

馴れ合い訴訟の防止などのため、会社又は他の株主には、代表訴訟の原告側に共同訴訟人として参加することが認められている。参加の機会を提供するため、代表訴訟を提起した株主は、遅滞なく会社に対しその訴訟の告知をしなければならず、訴訟の告知を受けた会社は、遅滞なくその旨を通知などにより株主に知らせなくてはならない。

なお、代表訴訟には濫用のおそれがあるので、それが自己又は第三者の不当な利益を図り会社に損害を加えることを目的として提起された場合には、当該代表訴訟は却下される。また、裁判所は、被告の申立てにより代表訴訟を提起した株主に対し相当の担保を立てさせることもできる。ただしこの場合、被告は当該代表訴訟が原告株主の悪意によるものであるという心証を裁判官に与えなければならない。

自己株式（じこかぶしき）

自己株式とは、株式会社が既に発行した自社の株式を取得する場合に、その対象となる自社の株式をいう。最近では、財務戦略などを理由とした自己株式の取得が増加している。

株式会社が自社の発行済株式を取得することは、自分自身が自社の株主になるので論理的に不可能ではないかとも考えられる。しかし、株式はそれ自体として流通するため、自社の既発行株式を取得することは可能である。ただし、会社が発行する自社の株式をその発行時に取得することは認められていない。

会社が保有する自己株式について、議決権などの共益権の行使は認められておらず、また、剰余金の配当請求権や募集株式の割当てを受ける権利などの自益権も原則として認められていない。ただし、株式併合や株主分割については、自己株式の換価価値との関係から、自己株式についてもその効果が及ぶと考えられている。

自己株式の取得には弊害も多いことから、その取得は原則的に禁止されていたが、2001年6月の商法改正により、その方針が変更され、一定の規制はあるが、自己株式の取得は原則として認められることになった。この方針は会社法にも引き継がれている。なお、会社が取得した自己株式は、そのまま保有し続けても良いが、処分したり消却したりすることも認められている。

自己株式の取得は、資本の払い戻しに類似する行為であるとともに、特定の株主のみに譲渡の機会を与えると株主平等の原則に反することになるなど、その取得には弊害が生じやすい。このため、会社法は次のような規制が設けられている。第一に、自己株式の取得財源を、原則として、株主への分配可能額に制限している。第２に、特定の株主のみから自己株式の取得をする場合には、当該株式を譲渡する株主の氏名（名称）も含め、自己株式の取得に関する事項を株主総会の決議事項とするとともに、売主以外の株主には売主追加の議案変更請求権を認めている。また、取得した自己株式の処分と新株の発行とは、資金調達と持株割合の変化という点で共通していることから、両者を募集株式の発行等と定義し、同じ規制を課している。

ストック・オプション（Stock Option）

ストック・オプションとは、インセンティブ報酬として、取締役や使用人などに対して発行する新株予約権のことをいう。

新株予約権とは、その発行会社に対して行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受ける権利のことをいう。つまり、新株予約権者は、一定の期間（権利行使期間）内に、定められた金額（権利行使価額）を出資することにより、新株予約権の発行会社の株式を定められた数だけ取得することができる。ただし、新株予約権は、新株予約権者の権利であるので、原則として、新株予約権の発行会社から権利行使を強制されることはなく、権利行使期間を経過した新株予約権は、その行使が認められなくなるだけである。

例えば、A社の発行した新株予約権の内容が、10年以内に会社に100円の出資をすればA社の株式１株の交付を受けられるというものであったとした場合、当該新株予約権を有する新株予約権者は、A社株式の市場価格がいくらであったとしても、新株予約権を行使し100円の出資をすることで、A社株式１株を取得することができる。このため、もし、A社株式の市場価格が180円であったときに、新株予約権を行使し取得したA社株式を当該価格で処分することができれば、新株予約権者には80円（180円－100円）の利益が生ずる。したがって、その際に行使した新株予約権の数が10,000個であったとしたら、新株予約権者は800,000円の利益を得ることができる。

このように、新株予約権者は、株式の市場価格が権利行使価格より高ければ、利益を得ることができ、反対に、株式の市場価格が権利行使価格より低くなったとしても、権利行使をしないことが認められているので、追加的な損失を被ることはない。このため、新株予約権は株価に連動した取締役又は使用人などに対する報酬（業績連動型報酬）として利用さ

れることがあり、このような目的で利用された新株予約権がストック・オプションと呼ばれている。

M&A（エムアンドエー・Merger & Acquisition）

M&Aは、Merger & Acquisitionの略語であり、2以上の企業が合同（合併）したり、あるいはある企業が他の企業を買収したりすることを指す。

M&Aは、既存の事業との補完関係や相乗効果の創出、複数の事業の組み合わせによるリスク分散、未活用の経営資源の活用、規模の利益の追求などを目的として行われる。新規事業を創出し育てるには、多くの時間と費用がかかるが、M&Aを活用すると、その時間と費用を節約することができる。しかし、結合する企業間には、企業文化の違いなどがあり、すべてのM&Aが成功するとは限らないので、M&Aを行う場合、事前調査（デュー・ディリジェンス）が重要となる。

M&Aの手法には、株式取得や事業譲渡のほか、会社の組織法上の行為である合併、株式交換、株式移転及び会社分割がある。

M&Aにおける株式取得とは、ある会社が他の会社の株式を大量に取得し、その支配権を取得することである。株式を取得する場合、市場から取得することもできるが、公開買付け（TOB）や新株の第三者割当増資が利用されることが多い。事業譲渡とは、会社の事業の全部又は一部を他の企業に譲渡することである。**合併**とは、2以上の会社が1つの会社になることをいい、それには、合併後存続する会社が合併により消滅する会社の権利義務の全部を承継する吸収合併と、合併する会社の全部が消滅し消滅する会社の権利義務の全部が合併により設立する会社に承継される新設合併とがある。**株式交換**とは、会社がその発行する株式の全部を他の会社に取得させることであり、**株式移転**とは、会社がその発行する株式の全部を新たに設立する会社に取得させることである。これらにより、完全親子会社関係の創設が容易となる。**会社分割**とは、その事業に関する権利義務の全部又は一部を他の会社に承継させることであり、承継する会社が既存会社の場合を吸収分割といい、承継する会社が新たに設立する会社の場合を新設分割という。

公開買付け・TOB（こうかいかいつけ・Takeover Bid）

公開買付けとは、不特定かつ多数の者に対して、公告により株券等の買付け等の申込みあるいは売付け等の申込みの勧誘を行い、取引所外で株券等の買付け等を行うことをいう。一般的に、公開買付けは、敵対的買収の手法として利用されると思われているが、株券等所有割合が5%を超える相対取引での買付け等や株券等所有割合が3分の1を超える買付等には、公開買付けが義務付けられている。このため、当該株券等の発行者が買い付ける場合も公開買付けが義務付けられることがある。

上場会社の株券等の取引は、証券取引所を通じて行われることが原則であるが、株券等が短期間に大量に買い付けられると、株式市場における需給バランスが崩れ、取引所の公正な価格形成機能が働かなくなるばかりではなく、それによ

って投資家に不測の損害を生じさせるおそれがある。このため、法は、支配権に影響を及ぼす可能性のある株券等の買付け等について、公開買付けによることを義務付け、買付者は、買付期間や買付価格等の買付条件を事前に開示しなければ、それらの行為を行うことができないものとした。

公開買付者は、原則として、公開買付期間に応募のあった株券等の全部を取得しなければならない。しかし、応募株券等があらかじめ定めた数に満たないときには応募株券等の全部の買付け等をしない旨を事前に開示している場合には、その全部の買付けをしないことが認められている。また、応募株券等が買付け予定株券等の数を超えるときにはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨を事前に開示している場合には、当該事前開示に従い、その超える部分の全部又は一部の買付けをしないことも認められる。

なお、公開買付け期間中に、応募した株主は、いつでも契約の解除をすることができるが、公開買付者が、買付条件の変更をすることや、公開買付けの撤回や契約の解除をすることについては、厳しい制限が課されている。

買収防衛策（ばいしゅうぼうえいさく）

買収防衛策とは、敵対的な企業買収の対象になりにくくすることや、実際に敵対的買収の対象企業となった場合に、敵対的買収を止めさせる措置をいう。

敵対的買収という用語は、あいまいな用語で、その買収が誰に対して敵対的なのかが明らかではない。ここでは、一般的な用法に従い、買収対象会社の経営者と敵対する企業買収を敵対的買収と呼ぶこととする。敵対的買収のターゲットになりやすい会社とは、買収者の立場から見て、潜在的事業価値や潜在的財務価値が高い会社である。したがって、手元資金が豊富であり株価が割安となっている会社や業績が安定していてキャッシュフローが潤沢で借入金が少ない会社は、一般的に、敵対的買収のターゲットになりやすい。また、浮動株比率が高い会社も会社の支配権を取得しやすいので、敵対的買収のターゲットとなりやすい。

買収防衛策は、敵対的買収の対象となりにくくすることであるとすれば、それは買収者から見て潜在的事業価値や潜在的財務価値を小さくすることである。つまり、事業経営の収益性を高め、事業価値を顕在化させ、潜在的事業価値を少なくすることや、株主還元や資本再編によって効率性を高めて潜在的財務価値を少なくすることが、基本的な買収防衛策である。また、安定株主対策により浮動株数を調整することも買収防衛策となる。

また、最近では、事前警告型の買収防衛策を導入する企業が増加している。事前警告型の買収防衛策は、株主が買収の是非を適切に判断するための時間・情報及び買収者・被買収者間の交渉の機会を確保するために行われる。つまり、一定のルールに従うことを買収者に要請するもので、買収者が当該ルールに従っている場合には、新株予約権の発行などによって買収者の株式を希釈化させる効果のある行為（ライツ・プラン）は行われないが、合理的と認められる範囲の手続きに反して一時停止をしない買収者に対し

は当該行為が行われるというものである。

インサイダー取引（Insider Trading）

インサイダー取引とは、内部者取引ともいわれ、上場会社等の未公開情報に近い立場にある会社関係者が、その職務に関して知った重要な未公開情報を用いて特定有価証券等の売買を行うことである。このような取引は、投資家の保護に欠け、金融商品市場への信頼を毀損することになるので、禁止されている。

インサイダー取引の規制対象となる会社関係者には、①当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員がその職務に関して重要事実を知った場合における当該役員等だけではなく、②当該上場会社の親会社及び子会社の役員等がその職務に関して重要事実を知った場合いにおける当該役員等、③当該上場会社等において会計帳簿の閲覧調査権を行使した株主が当該権利行使に関して重要事実を知った場合における当該株主、④当該上場会社等に対して法令に基づく権限を有する者がその権限の行使に関して重要事実を知った場合における当該権限の行使者も含まれる。そして⑤当該上場会社等と契約を締結している者又は契約を締結するための交渉をしている者が当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関して重要事実を知った場合における当該契約の相手方も、会社関係者となる。また、会社関係者から、当該会社関係者がその職務や権限行使等によって知った重要事実の伝達を受けた者（情報受領者）も、会社関係者と同様に、当該重要事実が公表されるまでは、当該上場会社等の特定有価証券の売買を行うことが禁止されている。ただし、情報受領者から未公開情報を受領したいわゆる第2次情報受領者は、原則として規制の対象とはならない。

特定有価証券等の売買がインサイダー取引に該当するか否かの判断において重要となるのが、重要事実である。ここで重要事実とは、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものであるが、インサイダー取引に関する規制に違反した者には刑罰が科されることから、金融商品取引法は、その内容を明確にするため、その内容を列挙している。